

JAS法に基づく生鮮食品品質表示基準、加工食品品質表示基準に関する指示の実績 (平成27年3月31日現在)

○ 指示件数

	指示件数 (事業者数)	国							都道府県						
		計 (事業者数)	生鮮				加工	計 (事業者数)	生鮮				加工		
			畜産物	農産物	水産物	米			畜産物	農産物	水産物	米			
全体(注)	1033	398	237	55	28	78	76	189	635	415	64	60	90	201	235
12年度	3	1	1	0	0	1	0	0	2	2	0	2	0	0	0
13年度	95	39	38	6	0	0	32	1	56	53	7	2	1	43	4
14年度	120	42	18	11	0	0	7	24	78	63	10	4	15	34	15
15年度	57	14	10	1	1	1	7	4	43	37	4	2	2	29	6
16年度	86	50	35	6	11	14	4	18	36	28	7	6	3	12	9
17年度	68	34	28	5	1	16	6	10	34	28	8	4	7	9	6
18年度	63	39	23	6	2	11	4	17	24	22	6	7	1	8	2
19年度	84	24	7	2	1	4	0	18	60	26	4	2	13	7	34
20年度	118	41	18	6	2	7	3	28	77	35	6	3	12	14	47
21年度	91	31	11	4	1	2	4	20	60	21	2	3	6	10	41
22年度	71	25	12	2	3	3	4	17	46	21	4	6	5	6	25
23年度	38	7	1	1	0	0	0	7	31	20	3	2	4	11	11
24年度	54	23	17	2	0	13	2	8	31	23	0	3	10	10	10
25年度	51	14	7	0	2	3	2	9	37	24	3	6	7	8	16
26年度	34	14	11	3	4	3	1	8	20	12	0	8	4	0	9

注：生鮮食品品質表示基準の適用された12年7月以降（加工食品品質表示基準は13年4月から適用）の件数である。

：同一事業者に対して複数の食品に対する改善指示を同時に実施した事例があることから、全体の件数と品目毎の件数の合計とは一致しない。

：平成22年度の国の指示件数には消費者庁分1件を含む

JAS法に基づく生鮮食品品質表示基準、加工食品品質表示基準に関する命令の実績 (平成27年3月31日現在)

○ 命令件数

No.	命令年月	本社所在地	業務分類	主な品目	主な違反内容	措置者
1	16年2月	東京都(都城)	米穀販売業者	精米	品種名及び産地の偽り	国(農林水産省)
2	17年3月	茨城県(県域)	米穀販売業者	精米	表示と異なる原料を使用	国(農林水産省)
3	17年6月	福井県(全国)	米穀販売業者	精米	表示と異なる原料を使用	国(農林水産省)
4	17年11月	千葉県(県域)	農産物販売等業者	農産物(サトイモ)	原産地の偽り	国(農林水産省)
5	19年9月	千葉県(県域)	米穀販売業者	精米	精米年月日の偽り	国(農林水産省)
6	"	東京都(都城)	米穀販売業者	精米	原産地の偽り	国(農林水産省)
7	20年6月	奈良県(全国)	食品製造業者	そうめん	賞味期限の偽り	国(農林水産省)
8	20年8月	愛媛県(県域)	水産加工業者	うなぎ蒲焼	原産地の偽り	国(農林水産省)
9	21年5月	東京都(全国)	畜産加工品製造業者	蜂蜜加工品	原材料の使用割合の偽り	国(農林水産省)
10	22年12月	北海道(道域)	米穀販売業者	精米	表示と異なる原料を使用	北海道
11	24年6月	茨城県(県域)	米穀販売業者	精米、玄米	未検査米を使用したものに産地、品種、産年を表示	国(消費者庁)
12	25年2月	石川県(県域)	米穀販売業者	精米	未検査米を使用したものに産地、品種、産年を表示	石川県
13	26年3月	福岡県(県域)	農産加工品販売業者	たけのこ水煮	「中国産」を「国産」と表示	福岡県
14	26年7月	福岡県(県域)	農産加工品製造業者	たけのこ水煮	「中国産」を「国産」と表示	福岡県

注：平成21年9月から、都道府県域業者（一つの都道府県の区域内のみに事業者等のある事業者）に対する命令は、都道府県知事の権限となった。広域事業者に対する命令は平成21年9月より消費者庁の権限となった。